

# 論文の内容の要旨

論文題目 世界政治と規範変容  
—重債務貧困国の債務救済における国際規範形成をめぐる—

氏名 五野井 郁夫

## 序論

本論文の目的とは、近年の国際規範形成にさいしての国境を越えて連携した人々らの参加と、影響力行使の手法について、貧困国重債務救済キャンペーンの事例分析から理論化を試み、世界政治における規範変容の動態を明らかにすることである。(約 12000 字 -註含む、以下同)

## 第 1 章 グローバル市民社会：その概念と役割

本論文はまず第 1 章で分析の出発点をグローバル市民社会にもとめ、その定義と冷戦後の位置づけの変化についての類型化を行った上で、アドボカシー・キャンペーンを行うさいのグローバル市民社会をめぐる政治的機会構造の特徴を明らかにする。そして政治的機会を利用したグローバル市民社会の世界政治における影響力行使の手法を分類し、グローバル市民社会論の新たな視座を提供する。(約 34000 字)

## 第 2 章 グローバル市民社会と国際規範形成の理論

第 2 章では、世界政治においてアリーナにおけるグローバル市民社会による国際規範形成の理論を検討する。まず規範をめぐる国際関係理論の先行研究を概観したうえで、国際関係論における社会構成主義アプローチを採用して説明をおこなう。規範形成の方法としてアドボカシー・ネットワークの役割につき、既存の規範に対して新たな規範を打ち立てることで「規範の

競合」が生じることを重視したい。これまでの規範のライフサイクル論では注目されてこなかった法典化なき非条約合意と既存の合意形成を阻止する規範に注目することで、グローバル市民社会の働きかけのもとに行われた、各国政府による「①条約合意規範形成」と「②非条約合意規範形成」、「③合意阻止規範形成」という国際的規範形成の理論にかんする3類型を提示し、国際規範形成の理論に刷新を試みる。(約 48000 字)

### 第3章 重債務貧困国の重債務問題をめぐる先進諸国らの取り組み

第3章では、まずこれまでの重債務貧困国の重債務問題と債務救済をめぐる歴史的側面と国際経済学の理論における先行研究の側面から概観し、各先進諸国政府間ならびに国際機関による取り組みの側面から同問題を明らかにする。とくになかでも重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries : HIPC)の債務問題の解決には、先進諸国のサミット外交にくわえてパリ・クラブ、世銀、IMF のような国際金融機関が様々な交渉や政策決定のアクターとして取り組んでおり、債権国らがそれに応じることで国際規範形成と規範変容が可能になった経緯を論じる。とくに1989年のトロント・タームから1999年のODA債権の帳消しに合意したケルン・タームまでの重債務削減に向けたテクニカルな交渉の歩みも含めサミット外交とパリ・クラブの政治過程を中心に検討する。(約 37000 字)

### Intermezzo 軽い主権

Intermezzo では、債務救済の結果、債務救済を受けた国々が引き受けた代償について、「軽い主権(sovereignty lite)」という新たな概念を提示する。(約 7000 字)

### 第4章 重債務救済キャンペーンの展開：ジュビリー2000を事例にして

第4章では、重債務問題をめぐる債務国の主張と要求を先進諸国に対して代弁したのがグローバル市民社会諸力によるとの視座のもと、グローバル市民社会による国際規範形成としてトランスナショナルなアドボカシー・ネットワークの事例である貧困国の重債務救済キャンペーンたるジュビリー2000(Jubilee2000)のキャンペーンを、政治的機会や社会構成主義の理論と史的展開との往復から検討する。くわえて、これまで国際関係論では先行研究の乏しかったカトリック教会のApostolic Lettersや同キャンペーンにかかわった枢機卿や大司教らへのインタビューとアーティストらの世界政治への参与も取り上げることで、ジュビリー2000の活動とサミットでの合意について、非条約合意規範形成の理論的文脈のなかで包括的な説明を行う。さらに国際協調の場である首脳会合において各国主導者らが主導権争いで卓越を求めるといった、サミット内でのパワー追求の力学の側面も、現実の「規範のカスケイド」による国際規範の普及に手伝っているとの理解を提起した。同時期にはG7各国政府や世銀・IMFが、これまでの重債務救済を掲げてきたジュビリー2000がアドボカシーで頻繁に使用していた標語“faster, deeper, and

broader debt relief”を使用するようになったが、この使用こそがグローバル市民社会により提示された規範を各国政府が学習し、グローバル市民社会の規範を内面化したことの現われと見なしうる点も提示する。これらからグローバル市民社会がアドボカシーを通じて「規範の競合」を引き起こすことにより言説として「途上国重債務＝経済問題」から「重債務救済＝人道規範」という認識の変化を人々に浸透させ、それを受容した市民らのアクションを促すことで規範をグローバルなアリーナまで迅速に押し上げ、国際協調が可能となった経緯を明らかにする。(約 52000 字)

## 第 5 章 近年の世界政治における運動とその主体

第 5 章では、まずグローバル市民社会諸力の正当性について、ジュビリー2000 の「南」のキャンペーンが 1999 年にはジュビリー・サウスとして離脱したことから、「南」と「北」の人々における当事者性と声にかんする「二重の僭称」が生じている点を熟議民主主義における利害当事者(stake holder)概念と F. ジェイムソンの「包摂の戦略」、I. ヤングの「内的排除」の説明から論じ、ある地勢と位置性にとって適格とされないものの主張を予め封殺する機能を有するという規範の内在的批判も行う。グローバル市民社会諸力が自称していた動員の実体については、近年のグローバル公共圏において普通の人々が日常感じている正義感をもとにして形成されているグローバル・ジャスティス運動というポスト・デモクラシー下での社会運動による規範形成の動きとして「消滅する媒介」概念から見てゆくことで、新たな連帯のかたちを検討するとともに、合意阻止規範形成をグローバル・ジャスティス運動と結びつけることで最貧国の重債務救済の事例に当てはめ、非条約合意規範形成としての説明の側面にくわえて、グローバル・ジャスティス運動と世界政治における規範変容の紐帯について、新たな知見を提示する。

さらに新しい社会運動における近年のフェス的なレパトリーという既存の社会運動論からすればたんに前近代的と見なされがちな動員の要素を、既存の規範のコードに挑戦することで既存の規範に対して「規範の競合」を引き起こす極めて重要な概念として捉え直す。そのさい、一時的自律空間(TAZ)の性質を帯びた「フェス公共圏(festival public sphere)」の生成を発見し、その基底をなしている規範変容的文化(transnormative culture)によって、過去の社会運動のレパトリーをリミックスし再興させる側面を見出すことが可能であるという、社会運動論に再配置をもたらす新たな視座も提供し、近年のグローバル・ジャスティス運動自体が、規範変容的文化によって牽引されているものであることも示す。(約 50000 字)

## 第 6 章 グローバル・ジャスティス運動の展開と規範形成

第 6 章では、重債務救済キャンペーンにおける人々の動員について、各国政府や NGO を中心としたグローバル市民社会だけではなく、さほど組織化されておらず既存の研究ではまだ捉えきれない普通の人々からなるグローバル・ジャスティス運動に光を当てることで、グロー

バル市民社会による単なる宗教運動や政治運動という側面のみならず、規範変容的文化を基調とした日常性(everyday life)からなる文化運動が、実際の重債務救済キャンペーンにおける動員を支えていたことを明らかにする。規範変容的文化は、大きな物語によって従属される立場とされていた人々の歴史経験たる「剥奪された情況」の反映であるがゆえに、誰でも気軽に参加可能な文化として世界中に広まるきっかけとなり、文字通り民族や国家、人種の壁をも軽々と越えて行き現在に至っている。

また、規範変容的文化を基底とした新たなレパトリーや要素が新しい社会運動に入っていたこと、それらのアクションを行うさい動員をかける側が脱中心化を指向して「消滅する媒介」を動員の仕組みとして採用したことが、現在のグローバル・ジャスティス運動の形成に寄与している点について、その源泉を 1968 年五月革命とパラレルであった 1960 年代後半のサマー・オブ・ラブ(Summer of Love)の差延である 1980 年代後半のセカンド・サマー・オブ・ラブ(Second Summer of Love)に求め、それを分水嶺としてラブ・パレードやリクレイム・ザ・ストリートから派生したグローバル化するストリート・パーティ、たとえばバーミンガム、ケルンでのサミットにあわせて世界同時多発で行われた「グローバル・ストリート・パーティ(Global Street Party)」,そして、シアトルの反 WTO 闘争とそれ以降の出来事に有機的な連続性を見出すという視座を、近年の政治理論と文化研究の成果、そして WTO History Project やインタビュー調査等の一次史料をもとに提示する。(約 33000 字)

## 結論と展望

結論と展望ではグローバル市民社会による非条約合意規範形成の成果にくわえて、類縁集団ベースで「フェス公共圏」を指向し非暴力を掲げる直接民主主義のネットワーキングが新たな解放のロジックとして 2010 年代の現在まで継続されていることを再確認している。すなわち、類縁集団ベースで権力と資本の文法をもしたたかに活用して生成される「フェス公共圏」による規範形成とは、皆が楽しむことを目的とした非暴力で DIY 的な性質を帯びたメイン・ストリームでもカウンターでもない第三項的な世界政治への参加の動態なのである。(約 18000 字)